## ブラジルから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価に関する審議 結果(案)についての意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 平成26年11月5日~平成26年12月4日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 3通
- 4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要※	食品安全委員会の回答
1	ブラジルでは非定型BSEが2頭確認	
	されているということですが、非定型	
	BSEの管理の不確実性とブラジル国内	
	の規制の実効性に鑑み、ブラジルから	
	輸入される牛肉および牛内臓のリスク	
	が低いとする貴委員会の評価案に、下	
	記の通り再評価と追加評価を求めま	
	す。	
	記	
	(1)非定型BSEの検査方法とSRMを評	(1)について
	価してください	これまでに検出された非定型BSEは
	非定型BSEはプリオンの体内分布が	全て既存のBSE検査で検出されたもの
	定型BSEと異なることは言うまでもな	であり、非定型BSEの評価は「牛海綿
	いことですが、BSE検査もSRMも定型	状脳症(BSE)対策の見直しに係る食

BSEについて設定されたものです。米 国のサーベイランスと同じく、非定型 BSEの流行が考えられる国でのサーベ イランスは十分なデータが得られてい るとは考えられません。非定型BSEの 検査方法とSRMを評価した上で、ブラ ジル産牛肉のリスクを再評価してくだ さい。 品健康影響評価」(2012年10月評価書) において行われています。これ以降、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られていないことから、本評価においては、2012年10月評価書をもって代えることとし、その旨を記載しています。2012年10月評価書の非定型BSEに関する概要は、以下のとおりです。

非定型BSEプリオンの牛における体内分布については、部分的な結果しか得られていませんが、L-BSE牛及びH-BSE牛の脳幹ホモジネートを脳内接種され臨床症状を呈した牛の脳幹にプリオンの蓄積が認められる点は定型BSEと同じです。L-BSEプリオンは人獣共通感染症の病原体になる可能性が示唆され、非定型BSEプリオンの人への感染の可能性は否定できません。一方、H-BSEプリオンについては、牛から人への感染の可能性は極めて低いと考えられました。

また、ほとんどの非定型BSEは、8 歳を超える牛で確認されていることから、高齢の牛で稀に発生するものと考えられました。日本で確認された23か月齢の非定型BSE陽性牛については、BSEに感染しやすくなるように遺伝子を改変したマウスを用いた脳内接種による感染実験を2世代にわたり実施し

ても感染性は認められなかったことから、人への感染性も無視できると判断 しました。

これらを踏まえつつ、本評価におい ては、ブラジルにおいて定型BSEが発 生する可能性が極めて低い水準に達し ているか否かを基本的な判断基準とし て、定性的な評価を行いました。その 結果、今後、定型BSEが発生する可能 性は極めて低いものと考えられまし た。ブラジルにおける牛群のBSE感染 状況、BSEプリオンの侵入リスク低減 措置(輸入規制)、増幅リスク低減措置 (飼料規制等) 及び曝露リスク低減措 置(食肉処理工程)に加え、牛と人と の種間バリアの存在を踏まえると、現 行の管理措置においては、ブラジルか ら輸入される牛肉及び牛の内臓(SRM) 以外\*)の摂取に由来するBSEプリオ ンによる人での変異型クロイツフェル ト・ヤコブ病発症の可能性は低いと考 えました。

(\*:日本におけるSRMの範囲と同一)

ブラジルから輸入される牛肉及び牛 の内臓に係る輸入条件については、リ スク管理機関が設定することとなりま すが、日本におけるリスク管理措置を 参考にリスク管理機関において適切に (2)規制と検査の実効性について再評価してください

貴委員会の2010年の評価書では、ブラジルの飼料規制の遵守率が低いことと、ブラジルでは死体・患畜は各農場で処理されていることを明記されています。評価案には飼料の自家製造のことが触れられておらず、また農場で処理される死亡牛・患畜のBSE検査についても触れられていません。ブラジルの実情を把握し、これらの点の再評価を要望します。

設定されれば、非定型BSEも含めリスクは低減されるものと考えます。

## (2)について

飼料規制の遵守率はやや低いものの、牛飼養農場においては飼料のサンプリング検査が実施されており、禁止された飼料を給与された牛は、違反の確認後30日以内に農場で廃棄されるか、と殺されSRMが除去されています。動物の死体や患畜については、農場で焼却又は埋却されていますが、死亡動物の加工は法的に禁止されているなどのBSE対策が講じられています。

また、24か月齢超の臨床症状牛及び24か月齢超の死亡牛は、BSE検査の対象となっており、ブラジルにおけるBSEサーベイランスは、OIEが示す「管理されたリスクの国」に要求される10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能な水準で実施されています。

ブラジルでは、BSE対策の点検表に記載のとおり、一定の対策はとられており、2002年までに生まれた1頭の牛を最後に、それ以降12年間、ブラジルにおいて出生した牛にBSE感染牛は確認されていません。このことは、ブラジルの飼料規制等が有効に機能していることを示すものと考えられ、総合的なBSE対策の実施により、ブラジルに

(3)加工食品の評価を要望します

評価案は牛肉と牛内臓のみ評価していますが、ブラジルで製造される加工食品、たとえばビーフエキスが輸入されています。評価案にもブラジルでは牛の脳および脊髄が食用に供されていると書かれています。そのため加工食品に少なからぬリスクがあると考えます。そうした食品についても評価して報告することを要望します。

以上

BSEは仕事がら関心があるから食品 安全ホームページ見ています。地球の 裏側にある国なのに、ブラジルのBSE の対処を手に取るように書かれわかり やすいです。ブラジルではBSEはたった2頭で12年生も発生がないから問題 なしで、対処は有効ですな。

2

要望。危険ならばやるものだが、BSE 安全な日本でいつまで対処を続けるつもりなのか、税金の使い道を考えてな

おいては、BSEは制御できているもの と判断し、今後、定型BSEが発生する 可能性は極めて低いものと考えられま した。

(3)について

ブラジルにおいて1例目のBSEが確認された2012年12月以降、加工食品を含む全てのブラジル産牛肉等は輸入手続が停止されています。

ブラジル産牛肉等の輸入再開に当たっては、加工食品の原料の条件等についても、リスク管理機関で審議結果

(案)を踏まえて、適切に検討される ものと考えています。

今回いただいた御意見は、国境措置 に関わる具体的なリスク管理措置に関 することですので、リスク管理機関で ある厚生労働省にお伝えします。

御意見ありがとうございました。

今回いただいた御意見は、国内措置 に関わる具体的なリスク管理措置に関 わることですので、リスク管理機関で ある厚生労働省及び農林水産省にお伝 えします。

なお、これまでの食品安全委員会の 評価結果を踏まえ、厚生労働省におい ては、SRMの範囲の見直しや、と畜場 におけるBSE検査対象月齢の全月齢か い。アベノミクスに反対のことしている、無駄な規制はいらない。日本のBSE 対処の削減を要望します。

ら48か月齢超への段階的な引上げが行われています。また、農林水産省においては、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針の再検討を加え、死亡牛のBSE検査対象月齢の24か月齢以上から48か月齢以上への引上げが検討されています。

3 2012年12月に急に輸入停止がされ たが、ブラジルの牛肉を大量に輸入し ている国は全く輸入停止をしていな い。きわめて僅かな数か国が輸入停止 をした。OIEはブラジルのBSEの危険 度については無視していいとのランク を落としていない。日本政府はOIEの 情報により輸入停止したが、このOIE の評価は全く考慮していない。どうい うことなのか。二年間近く全く輸入停 止は継続されてきた。我が日本は、こ のランクに入ったと国を挙げて快挙を 叫び、牛肉の輸出に国を挙げて励んで いる。日本国民への牛肉の安定供給な どほっぽり投げている。おかしくない

か。

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響についてリスク評価を行っています。

今回いただいた御意見は、国内措置 及び国境措置に関わる具体的なリスク 管理措置に関わることですので、リス ク管理機関である厚生労働省及び農林 水産省にお伝えします。

※いただいた御意見については、原則として原文のまま記載していますが、今回の審議結果(案)に関係しないものについては、省略させていただきました。